

# 2023 年度海外留学支援制度 学部学位取得型

## 募集要項

※この募集は、2023 年度予算の成立を前提に行うものです。



独立行政法人

日本学生支援機構

## 目 次

### I 海外留学支援制度の基本方針

1. 趣旨・目的
2. 派遣学生の定義
3. 本奨学金等の財源

### II 採用実施日程

### III 支援対象となる留学計画

1. 対象分野及び課程
2. 対象国
3. 留学先大学
4. 支援期間
5. 支援期間の開始と終了

### IV 資格要件

### V 支援予定人数

### VI 支援内容

1. 奨学金月額
2. 授業料
3. 奨学金等の支給方法
4. 他奨学金との併給

### VII 応募方法

1. 事前登録
2. 応募書類の準備
3. 応募書類
4. 提出の際の注意事項
5. 応募書類の提出期間

### VIII 審査方法

1. 第一次審査
2. 第二次審査
3. 採否結果
4. その他

### IX 採用後の重要事項

1. 採用登録
2. 事前オリエンテーション
3. 各種報告書等の提出
4. 採用の取り消し
5. 支給の休止

## X その他

1. 留学中の安全管理
2. 個人情報の取扱い
3. 応募書類等提出先及び本件照会先
4. 留学先地域による奨学金月額(別紙1)
5. 新型コロナウイルス感染症にかかる募集上の配慮(別紙2)
6. 日本において、高等学校相当として文部科学省が指定した外国人学校一覧(別紙3)
7. 国・地域コード(別紙4)

## I 海外留学支援制度の基本方針

### 1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(学部学位取得型)(以下「本制度」という。)は、日本から諸外国(地域)に所在する大学(以下「留学先大学」という。)へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、国費により学修活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国(地域)との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生等の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

### 2. 派遣学生の定義

本「募集要項(以下、「募集要項」という。)」において「派遣学生」とは、学士の学位を取得するために留学(日本の大学と外国の大学との間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学を除く。)する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程に在籍する間、本制度により学修に必要な経費の支援を受ける者となります。

### 3. 本奨学金等の財源

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 38 年8月 27 日法律第 179 号)の適用を受けます。

従って、不正な手段により補助金(奨学金等)の交付を受けた者、又は補助金(奨学金等)を他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が科されることがありますので、「募集要項」や後日掲載予定の「手順の手引」等に定める規定や手続きを遵守してください。

## II 採用実施日程

本募集要項は2023年4月1日から2024年3月31日までの間に留学を開始するものを対象とし、以下の日程で採用等の手続を行います。

| 項目          | 日程   |
|-------------|--|
| 応募事前登録      | 2022年9月5日(月)～10月6日(木)13時(日本時間)まで【厳守】                       |
| 応募書類提出      | 2022年9月5日(月)～10月12日(水)13時(日本時間)必着<br>(発送物は10月12日(水)必着)     |
| 第一次審査(書面審査) | 書面審査結果は、2023年1月上旬を目途に、応募者(全員)宛に通知                          |
| 第二次審査(面接審査) | 第一次審査(書面審査)合格者に対してのみ、面接審査実施<br>面接日:2023年1月21日(土)又は1月22日(日) |
| 採用結果        | 2023年3月上旬を目途に通知  |
| 採用決定後の手続き   | 2023年3月23日(木)までに、手続き書類提出                                   |
| 事前オリエンテーション | 採用者を対象に、2023年3月実施予定  |

## III 支援対象となる留学計画

### 1. 対象分野及び課程

学士の学位取得が可能な分野(芸術の実技分野を除く。)及び課程。

※学士・修士一貫課程について、本制度では、学士の学位が授与される場合に限り、学士の学位取得にかかる期間を支援します。

※本制度では、通信・遠隔教育により提供される課程は支援対象外です。

## 2. 対象国

第1項について学位取得が可能な大学が所在する諸外国(地域)。

## 3. 留学先大学

### (1)対象となる大学

学士号が取得できる諸外国(地域)の大学。

### (2)大学入学準備コースについて

本制度でいう「大学入学準備コース」とは、原則、留学先国・地域の教育制度が日本と異なることにより、当該国・地域において日本からの学部(学士課程)入学希望者に対し、入学前に修了することを義務づけられているコースを指します。当該コースの在籍期間は支援期間に含まれます。ただし、留学開始時(支援期間開始時)に留学先大学における学士課程の(条件付き)入学許可を得ていることを、支援開始の条件とします。また、当該コースの延長はできません。

大学入学準備コースに入学する場合は、支援期間開始までに大学入学準備コースへの入学許可書と、当該コース修了後に学士課程への入学が許可される旨が記載されている許可書の両方(一通の文書にまとめられていても構いません。)を入手し、提出してください。

《注意》「募集要項」において、「大学入学準備コース」と記載している事項以外は学士課程と同様の取り扱いとします。

### (3)その他注意事項

- ①短期大学や専修学校の専門課程等に入学し、その後、大学に編入学して学士の学位取得を目指す場合については、本制度に応募できません。
- ②支援期間中に他大学に転入学することは、原則認めません。

## 4. 支援期間

(1)支援期間は原則4年です。

### (2)注意事項

- ①学位取得のために定められた修業期間を限度とし、支援します。(当該修業期間は正規課程の学生として、その課程で学位取得のために必要と定められている在籍期間で、その大学に在籍できる最長の期間(在学年限)のことではありません。正規課程とは学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程を指します。)
- ②入学時の段階で、学士課程及び大学入学準備コースの履修中に、学位取得に必須となる正規の授業の一環として就業経験を行うと定められている場合は、当該期間も含めて支援期間とします。
- ③学士課程及び大学入学準備コースで学修活動を開始する前に、語学学校や語学コース(ESL等)で行う語学研修期間等については、支援期間に含めません。
- ④支援期間の延長は、原則認めません。
- ⑤支援期間中の休学は、原則認めません。
- ⑥支援期間中に退学する場合は、本制度による支援を終了します。

## 5. 支援期間の開始と終了

### (1)支援の開始

2023年4月1日から2024年3月31日までの間で、留学先大学が所在する諸外国(地域)において、学士課程あるいは大学入学準備コースにおける一年次の授業の開始月から支援を開始します。

※2024年3月31日までに学士課程又は大学入学準備コースに入学し、授業が開始されたことを確認できない場合は採用を取り消します。

※新入生オリエンテーションや履修登録の期間は、支援期間に含めません。

※応募者は、各自で留学先大学からの入学許可を取り付けるとともに、留学に必要な査証を自身で取得してください。入学許可若しくは査証の取得に日数を要したことにより、2023年度中(2023年4月1日から2024年3月31日まで)に学修活動を開始することができない場合は、派遣学生としての採用を取り消します。

(2) 支援の終了

支援の終了は「4. 支援期間」内で学籍がある期間内とし、かつ授業の終了又は卒業式のいずれか遅い方の月とします。

#### IV 資格要件

次の(1)～(16)に掲げる全ての要件を満たす者とします。

※新型コロナウイルス感染症に係る特別措置については、「新型コロナウイルス感染症にかかる募集上の配慮」(別紙2)を確認してください。

##### 《応募時に満たすべき要件》

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)

※「募集要項」でいう「日本人学生等」には、日本国籍を有する者の他に日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)を含みます。

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者

ア. 留学期間終了後、将来的に大学や研究機関等において、日本の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者

イ. 留学期間終了後、将来的に国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者

ウ. 留学期間終了後、将来的にその他の機関において、ア又はイに類する活動を行う意思を有する者

(3) 国費による本制度の支援を受けて、自身が留学で得た経験や成果を将来にわたって日本社会に還元し、国や社会に貢献する者で、かつ機構が依頼する各種イベントへの参加、書籍への執筆、調査等に協力する者

※留学先での日本のPRの実施や日本での留学報告会、留学経験を踏まえた社会貢献活動に参加することも含まれます。これらの活動状況については、支援期間中及び支援期間終了時から5年間、年に1回実施する派遣学生状況調査において報告する義務があります。

(4) 応募時まで、国内外の高等教育機関(大学院、大学、短期大学、高等専門学校(第4学年以上)、専修学校の専門課程)及び諸外国(地域)の大学入学準備コース等に在籍したことがない者

(5) 応募時において、日本に居住している者

(6) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア. 日本の学校教育法に基づき設置された高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、高等専門学校の第3学年の課程)を応募締切時において卒業若しくは修了後3年以内の者、又は支援期間開始までに卒業若しくは修了する者

イ. 文部科学省が指定した外国人学校を応募締切時において修了後3年以内の者、又は支援期間開始までに修了する者

※高等学校相当として文部科学省が指定した外国人学校一覧は、別紙3を参照してください。

ウ. 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE Aレベルを応募締切時において取得後3年以内の者、又は支援期間開始までに取得する者

エ. 国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた教育施設の12年の課程を応募締切時において修了後3年以内の者、又は支援期間開始までに修了する者

- オ. 文部科学省が実施する高等学校卒業程度認定試験の合格者、又は支援期間開始までに合格見込みの者  
 ※「合格見込みの者」とは、応募時において「合格見込成績証明書」が交付されている者を指します。
- カ. 在外教育施設(高等部)の課程を応募締切時において修了後3年以内の者
- キ. 日本の高等学校等に相当する外国の教育制度による課程を応募締切時において修了後3年以内の者、又は支援期間開始までに修了する者  
 ※2019年10月14日以前に上記の教育機関を卒業(修了)又は外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE A レベル資格を取得した場合、応募できません。
- (7) 上記(6)の高等学校等の長から推薦状を取得できる者(高等学校卒業程度認定試験の合格(見込み)者を除く。)
- (8) 留学先大学での主たる使用言語の能力が、次に掲げる水準以上である者
- ① 留学先大学での主たる使用言語が英語である者  
 応募時までに受験した英語能力試験の得点で、TOEFL iBT (Internet-based Test)の得点が80点、又はIELTS 6.0(Academic Module Overall Band Score)以上の水準を満たす者
  - ② 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である者  
 応募時までに受験した主たる使用言語の語学能力試験の得点が、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)B2レベル以上である者  
 ※留学先大学が求める語学能力にかかわらず、上記基準を満たしていることが応募の条件となります。
- (9) 応募時までに在学した全ての高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.7以上に相当する者  
 ※複数の高等学校等に在学している場合は、次のように評定平均値を算出してください。  
 →各高等学校等の評定平均値を全て足した値÷在籍する(在籍した)高等学校等の学校数  
 ※諸外国(地域)の高等学校等の場合、成績の計算方法として、weightedとunweightedがあります。本制度では、応募者が在籍する(在籍した)高等学校等における評定平均値を確認することを目的としているため、成績の計算方法は指定しません。  
 ※高等学校卒業程度認定試験合格者及び合格見込みの者は「高等学校卒業程度認定試験成績計算書」(様式ホ)により、成績を算出してください。
- (10) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者
- (11) 家計支持者の令和3(2021)年の所得金額(父母が共働きの場合は父母の合算額)が、2,000万円以下である者  
 ※2022年1月以降、家計急変があった者は「2022年所得見込金額申告書」(様式ト)により、申請してください。
- (12) 留学中の本人に代わり、日本国内で、確実に事務手続き等の連絡を取り、安全確認等を行うことができる連絡人を有する者  
 なお、国内連絡人は、原則として、以下①～④全てを満たす者とします。
- ① 日本国内に居住する3親等内の成人した親族(両親、祖父母、叔父・叔母等)、又は親権者が国内連絡人として認めた者
  - ② 派遣学生からの相談等に適切に対応できる者
  - ③ 派遣学生が災害・事故・病気等の不測の事態に遭遇した場合に適切に危機管理対応が行える者
  - ④ 日本語での事務手続きに対応できる者
- ◀支援開始までに満たすべき要件▶
- (13) 支援期間開始までに留学先大学の入学許可を得ることができる者

※留学先大学の入学許可は、「条件付」のものは認められません。

(14) 留学に必要な査証を得ることができる者

(15) 支援期間開始時に、大学、企業等に雇用されていない者。

#### 《その他要件》

(16) 支援期間開始時から終了時までの間に、留学先以外の大学又は大学入学準備コース、短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校及び外国の教育制度においてこれらに相当する課程に在籍していない者

(17) 支援期間中において報酬等を伴う労働等を行わない者。ただし、以下の条件を満たす場合に限り、当該労働等を行うことに係る報酬等を受給することを認める。

- ・支援期間中は、学位取得に向けた学修の遂行に専念できること

- ・当該労働等により学修の遂行に支障が生じ成績不良となったり学位取得が遅れたりしないこと

※留学先国・地域における当該労働に必要な査証や資格等にかかる法令の規定については必ず各自で確認のうえ順守してください。

(18) その他、機構理事長が必要と認める条件を満たす者

## V 支援予定人数

未定(参考：2022年度採用人数45名)

## VI 支援内容

支援期間中、派遣学生に対して、奨学金及び授業料(以下「奨学金等」という。)を支給します。これらの支援額については、2023年度予算の成立状況により変更する場合があります。

### 1. 奨学金月額(2022年度実績)

留学先の国・地域により異なります。詳細は別紙1と別紙4を参照してください。

118,000円(指定都市)

88,000円(甲地区)

74,000円(乙地区)

59,000円(丙地区)

### 2. 授業料

1万米ドル相当までは実費額を支給し、1万米ドル相当を超える場合は、採用状況により予算の範囲内で追加支給する場合があります。ただし、各年度2,500,000円を上限とします。

本制度において授業料とは、正規の授業を受講するために留学先大学から必ず請求される履修登録料等を含む学費を指します。保険料や寮費、教材費等の諸経費は除きます。また、必ず支払うものではなく、任意の支払いとなっている経費は含みません。

(注)年度とは、日本の会計年度(4月から翌年3月まで)をいいます。

### 3. 奨学金等の支給方法

奨学金等の支給は、派遣学生の本人名義である日本国内の金融機関の口座へ送金します。奨学金は、毎月在籍確認を行った上で、支給します。授業料は、留学先大学が発行する請求書等に基づき、年度ごとに支給します。授業料の現地通貨から日本円への換算レートは、日本政府が例年12月に告示する「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」を適用します。

なお、授業料について、派遣学生は、機構が支給する前に留学先大学に納付する必



要が生じる場合がありますので、留意してください。

#### 4. 他奨学金との併給

他の奨学金等との併給は可能です。ただし、他の奨学金等支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

### VII 応募方法

#### 1. 事前登録

応募はオンラインシステム(以下「学位応募システム」という。)で受け付けるため、応募者は事前登録をする必要があります。事前登録は、以下のホームページから行ってください。登録されたEメールアドレス宛に学位応募システムのURLが送信されますので、応募者自身でパスワードを発行してください。学位応募システムにログイン後、同システムの操作方法や注意事項を確認し、機構が指定する応募書類を提出してください。

##### ①事前登録ページ

<https://www.saiyo-dr.jp/jasso-ryugaku/Entry/top.jsp?id=23>

##### ②事前登録期限

**2022年9月5日(月)～2022年10月6日(木)13時(日本時間)まで【厳守】**

※事前登録期限は応募書類の提出締切日よりも早いので注意してください。

※事前登録なしには、応募できません。

#### 2. 応募書類の準備

応募書類は、「2023 年度海外留学支援制度(学部学位取得型)申請の手引～Q&A と注意事項～」(以下「申請の手引」という。)に従って、準備・作成してください。

「申請の手引」及び応募書類の各様式は、以下のホームページからダウンロードしてください。

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship\\_a/gakubu/2023.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/gakubu/2023.html)

#### 3. 応募書類

〈〈応募者が作成又は準備(入手)するもの〉〉

① 応募者の顔写真(JPEG形式)

② 願書(様式1)

③ 留学先大学等情報【第1希望～第4希望】(様式2-1～様式2-4)(日本語で作成)

※留学希望先は最大4校まで記入できます。

※第1希望～第4希望以外に志望校がある場合、様式2-5～様式2-8に第5希望～第8希望の志望校を記入してください。関連資料の添付は不要です。採用後にやむを得ず第4希望までの大学に進学できない場合、第5希望～第8希望に記入した進学先に限り、留学先の変更の審査(再審査)を認めることとします。

④ 留学を志す理由・留学計画・学位取得後の進路計画(様式3-1a～様式3-3a、様式3-1b～様式3-3b)(日本語及び留学先での使用言語で作成)

⑤ 日本社会への貢献について(様式4)(日本語で作成)

⑥ 留学をテーマとした自己PR(様式5)

⑦ ③(留学先大学等情報【第1希望～第4希望】)の根拠書類

⑧ パスポートの写し(または在留カード(両面)の写し)及び2022年9月1日以降発行の住民票(写し)

⑨ 語学能力試験証明書(写し)

※次の場合は「語学運用能力証明書」(様式イ)を提出してください。

・主たる使用言語について、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)と対照できる語学能

力試験が全く存在していない場合

- ・受験した語学能力試験と CEFR との対照表が存在していない場合
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により本制度で認められる語学能力試験の結果を提出できない場合

⑩ 家計支持者(父・母、並びにこれに代わって家計を支えている者がいる場合は当該人物)全員分の市区町村役場発行の 2021 年分の所得証明書(写し)

⑪ 【該当者のみ】2021 年所得金額証明書(様式チ)

※提出ができないやむを得ない理由がある場合及び⑩に含まれない所得がある場合に提出してください。

※⑪の 2021 年分の所得金額証明書には、父・母のうち、どちら(又は両方)の所得証明書が提出できないのかとその理由及び、所得がある場合はその所得金額を記入してください。

※2022年1月以降、家計急変があった者は「2022年所得見込金額申告書」(様式ト)により、申請してください。

上記の応募書類において、提出書類の記載言語に指示があるもの以外、日本語以外で記載された書類には、和訳を添付してください。

〈〈応募者の在籍又は卒業高等学校等に作成や準備を依頼するもの〉〉

⑫高等学校等の概要を証明する書類【該当者のみ】

※Ⅳ項(6)に該当する資格に応じ、以下に指定する書類を提出してください。

- ・Ⅳ項(6)イに該当する者  
当該学校が文部科学省により指定された外国人学校であることを証明する書類
- ・Ⅳ項(6)エに該当する者  
当該学校が国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた教育機関であることを証明する書類
- ・Ⅳ項(6)カに該当する者  
当該学校が在外教育施設であることを証明する書類

※いずれも当該学校長が発行することが望ましいですが、学校長による発行が困難である場合、応募者自身が証明する書類を作成しても構いません。

⑬卒業証明書等(写し)

⑭成績証明書等【推薦状提出システムから提出。郵送提出も可】

※Ⅳ項(6)に該当する資格に応じ、下表に記載する⑬卒業証明書等及び⑭成績証明書等について、「 」内で指定した書類を提出してください。

※いずれも、日本語又は英語で作成されたものに限りません。

※成績が5段階評価によるものではない場合、高等学校等の長に「成績証明書【5段階評価換算用】」(様式ハ)の作成を依頼してください。

※応募者は、郵送にて⑭調査書又は成績証明書を提出する場合、開封せずに厳封のまま提出してください。高等学校等に郵送での提出を依頼する場合も、同様に厳封のまま提出するよう依頼してください。

◆下表について、該当する資格が複数ある場合は、該当する書類を全て提出してください。

| 応募資格 |   | ⑬ 卒業証明書等(写し)  | ⑭ 成績証明書等  | 備考   |
|------|---|---|---|--|
| ア    | 日本の学校教育法に基づき設置された高等学校等卒業又は修了(見込み)者                | 「卒業(見込み)証明書」<br>又は<br>「修了(見込み)証明書」                              | 「調査書」   | ※高等学校等の都合により、「調査書」が発行されない場合に限り「成績証明書」を提出してください。<br>※応募時において高等専門学校第3学年を修了している場合、「第3学年修了後、退学したことを証明する書類」を併せて提出してください。  |
| イ    | 文部科学省が指定した外国人学校修了(見込み)者                           | 「修了(見込み)証明書」  | 「成績証明書」   | —  |
| ウ    | 国際バカロレア資格・アビトゥア資格・バカロレア資格・GCE Aレベル資格取得(見込み)者      | a 及び b いずれも提出<br>a. 「高等学校等の修了(見込み)証明書」<br>b. 「資格取得(見込み)証明書」(写し) | 「成績証明書」   | ※「成績証明書」は、各資格の成績(見込み)証明書ではなく、高等学校等の長が作成した高等学校等の「成績証明書」を提出してください。<br>※「資格取得証明書」は、国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格又は GCE A レベル資格のいずれか該当するものを提出してください。見込み者の場合は、卒業予定の高等学校等の長が作成した「資格取得見込み証明書」(様式任意)を提出してください。 |
| エ    | 国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた教育施設の12年の課程修了(見込み)者 | 「修了(見込み)証明書」  | 「成績証明書」   | —  |
| オ    | 高等学校卒業程度認定試験合格(見込み)者                              | —   | a 及び b いずれも提出<br>a. 「合格成績証明書」又は「合格見込成績証明書」<br>b. 「高等学校卒業程度認定試験成績計算書」(様式ホ) | ※高等学校等で単位を修得したことにより免除を受けた科目がある場合、その単位を修得した高等学校等の「成績証明書」(原本)も併せて提出してください。<br>※知識及び技能に関する審査(技能審査)に合格したことにより免除を受けた科目がある場合、当該試験の「合格証明書」(写し)も併せて提出してください。   |

| 応募資格 |                                   | ⑬ 卒業証明書等(写し)  | ⑭ 成績証明書等 | 備考 |
|------|-----------------------------------|---|----------|----|
| カ    | 在外教育施設(高等部)修了者                    | 「修了証明書」   | 「成績証明書」  | —  |
| キ    | 日本の高等学校等に相当する外国の教育制度による課程修了(見込み)者 | a 及び b いずれも提出<br>a. 「修了(見込み)証明書」<br>b. 「高校卒業及び大学入学資格に関する確認書」(様式ロ) | 「成績証明書」  | —  |

⑮ 推薦状【推薦状提出システムから提出】

卒業(修了)又は卒業(修了)見込みの高等学校等の長からの推薦状、又は第3学年を修了(見込み)の高等専門学校長からの推薦状を提出してください。

※応募者は、日本語又は英語での作成を依頼してください。

※推薦状は、推薦者が推薦状提出システムから作成・提出します。

※高等学校卒業程度認定試験合格(見込み)者の場合、推薦状の提出は不要です。

4. 提出の際の注意事項

- (1) 各書類は所定の台紙と併せ、機構の指定するファイル名でアップロードしてください。
- (2) 書類の提出条件に該当しない場合は、台紙に「該当しない」旨を記載し、台紙のみ ZIP ファイルに入れてください。また⑭⑮等、推薦状提出システムや郵送等で提出する場合も、台紙にその旨記載した上、台紙のみ ZIP ファイルに入れてください。ZIP ファイル内に機構の指定するファイル名で②～⑮が揃っていない場合、提出は受け付けられません。
- (3) 在籍又は卒業高等学校等に作成や準備を依頼するもののうち⑭⑮について
  - ・推薦状提出システムは学位応募システムとは異なります。
  - ・⑭⑮は高等学校等が推薦状提出システムから直接提出します。提出方法は、応募者の事前登録完了後、学位応募システムで通知します。
  - ・応募者の事前登録後に「選考管理番号」が受付センターから発行された後に依頼してください。
  - ・⑭については、応募者または高等学校等が直接受付センターに郵送することも可能です。この場合に限り、原本を厳封の状態、Xの第3項「応募書類等提出先及び本件照会先」に郵送等で提出してください。郵送の際は、書留又は宅配便等配達記録が残る方法で、封筒の表に朱書きで「海外留学支援制度(学部学位取得型) 応募書類在中」と記載して郵送等で提出してください。
  - ・⑭⑮の提出状況について、電話やメールでの到着確認は一切受け付けません。推薦者には、推薦状等の提出が完了すると即日メールが配信され、推薦状提出システム上で提出完了が確認できるようになります。応募者には、推薦者から提出された書類が、確実に応募者の書類であることが受付センターで確認でき次第、メールが配信され、学位応募システム上で提出状況が確認できるようになります。
  - ・いずれの応募書類も、持参による提出は認めません。
- (4) 締め切り前は応募が集中しますので、なるべく9月中に応募してください。

- (5) 必要書類の欠落(不足)や記入漏れ等があった場合は、審査の対象となりません。また、一旦受理した後の差し替え及び訂正は認めません。

## 5. 応募書類の提出期間

**2022年9月5日(月)～10月12日(水)13時(日本時間)必着**(発送物は10月12日(水)必着)

※提出期限を過ぎた場合、いかなる理由があっても応募書類は受理しません。

※受理した応募書類は返却しません。

※日本国内外問わず、高等学校等からの⑭⑮提出(推薦状提出システムを通じた提出および郵送等による提出)は、上記の日程通りの受け付けとなります。

## VIII 審査方法

### 1. 第一次審査

応募書類に基づき、書面審査を実施します。

書面審査の結果は、2023年1月上旬を目途に、応募者(全員)宛に学位応募システム上で通知します。

### 2. 第二次審査

第一次審査(書面審査)の合格者に対してのみ、面接審査を実施します。

#### (1) 面接日程

2023年1月21日(土)又は1月22日(日)のいずれか1日

※面接の日時は書面審査の合格者宛に学位応募システム上で通知します。なお、面接日時の変更はできません。

#### (2) 実施方法

オンラインで実施を予定

#### (3) オンライン面接について

オンライン面接に必要な設備(パソコン、ヘッドフォン、マイク及びカメラ)や通信環境等は応募者が準備してください。

オンラインでの面接にあたり審査中の録音・録画や他所への中継をしないこと、事前作成のメモやインターネット検索、第三者の関与を利用しないこと等、機構が定める環境下で面接を受け、不正行為をしないことに関して事前に同意書を提出していただきます。同意書の内容に反した場合は不合格となり、支援開始後に不正が発覚した場合は、支給済みの奨学金は全額返納となります。

#### (4) 特別な配慮の希望

病気・負傷や障害等のために、面接試験受験時に特別な配慮を希望する場合は、早めに受付センターにご連絡ください。ただし、希望する配慮の内容によっては、医師の診断書等、配慮の根拠となる資料が必要な場合及び対応できない場合がありますのでご了承ください。

### 3. 採否結果

派遣学生としての採否結果は、2023年3月上旬を目途に、面接審査を行った者宛に学位応募システム上で通知します。

### 4. その他

本制度は、採否結果の理由に関する問い合わせには応じかねます。

※採用後に留学先大学等による再審査を申請した場合も含まれます。

## IX 採用後の重要事項

### 1. 採用登録

派遣学生として採用された者は、2023年3月23日(木)までに、以下の書類(所定様式)を機構に提出し、採用登録を行ってください。

① 誓約書

(注)未成年の場合は、採用にあたり親権者の同意が必須です。

② 銀行口座届出書

### 2. 事前オリエンテーション

採用者を対象に事前オリエンテーションを実施します。

・実施日:2023年3月予定

・場所:オンラインによる実施を予定

### 3. 各種報告書等の提出

#### (1) 支援期間開始から終了までの各種報告

派遣学生は支援期間中、所定の様式により、定期的に学修状況を機構に報告する必要があります。

例:毎月の学修報告書、每学期終了時の留学状況報告書及び成績証明書、年に1回の派遣学生状況調査。

大学入学準備コース修了時には、大学入学準備コース修了証の写しや、留学成果報告書及び成績証明書を機構に提出してください。

#### (2) 支援終了後の報告

支援終了後1か月以内に学位記の写しや留学成果報告書(所定様式)及び成績証明書を提出する必要があります。

フォローアップの一環として、支援期間終了後5年間は、年1回行う派遣学生状況調査に必ず回答してください。

それ以降についても、派遣学生の進路状況等をフォローアップするために状況調査を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に理解し、対応してください。

(注)大学入学準備コースや学士課程を修了できず、本制度による支援が終了する場合にも、報告書類を提出する必要があります。

### 4. 採用の取り消し

派遣学生が、次の事項に該当した場合は、派遣学生としての採用を取り消し、既に奨学金等を支給している場合にあつては、奨学金等の全部又は一部を返納させることがあります。

① IV項に掲げる要件を備えなくなったとき

② VIIの第3項に定める応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき

③ IXの第1項により提出された誓約書に違反する行為があつたと認められるとき

④ IXの第3項により提出された留学状況報告書等に基づき、機構若しくは派遣学生本人が、学位取得又は学修活動の遂行の可能性がないと判断したとき

⑤ 派遣学生としての責務を怠り、派遣学生として適当ではないと機構が判断したとき

⑥ その他、上記以外の事項により支援の終了が適当であると認められたとき

なお、大学入学準備コース修了後、翌学期に速やかに学士課程に入学しない場合は、本制度による支援を終了します。

## 5. 支給の休止

派遣学生が次の事項に該当した場合、機構は奨学金等の支給を休止します。また、当該期間に既に機構が奨学金等を支給している場合は、奨学金等を返納させることがあります。

① 支援期間開始時又は支援期間中に、外務省の「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報のうち「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域に渡航する又は留学している場合

ただし、支援期間中にレベルが下がった場合は、支給を再開します。

② その他、後日掲載予定の「手続の手引」に定められた支給要件を満たさない場合

## X その他

### 1. 留学中の安全管理

派遣学生は各自で事前に留学等に関する情報収集に努めてください。留学の際には、現地の安全情報や感染症情報に十分注意してください。留学に関する情報収集の手段として、機構のホームページ等を活用してください。また、留学に関する安全情報や感染症情報の収集手段として、外務省「海外安全ホームページ」等を活用してください。留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難(感染症を含む。)と認められる場合は、機構が留学の中止・延期又は帰国を要請し、派遣学生への支援を見合わせる場合があります。機構の指示があった場合は速やかに応じてください。また、留学の中止・延期又は帰国に伴い発生する違約金、追加費用等については、派遣学生が負担することとなります。

留学中は、安全管理、健康管理に努めてください。留学中における事故、疾病等に対して、機構は費用の負担や現地でのサポートを行わないので、必ず留学先国(地域)や留学先大学で指定された保険や海外旅行保険等に加入してください。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

「海外留学支援サイト」URL: <https://ryugaku.jasso.go.jp/>

[海外安全情報照会先]

○外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○領事サービスセンター 海外安全相談班

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL :03-3580-3311(内線 2902、2903)

ホームページ [https://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

[在留届の提出について]

3か月以上外国に留学する日本人は、現地に到着後、住まいを管轄する日本の大使又は総領事館(在外公館)に在留届を提出することになっています。在留届を提出すると、在外公館から現地の治安情勢など、最新の情報が入手できるほか、事件、事故、災害の時に必要な情報が日本語で確認できます。万一、事件などに巻き込まれた場合、素早い支援を受けられます。また、在留届を提出する際、家族のメールアドレスもあわせて登録すると、在外公館から同じ情報が得られます。

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>



### 2. 個人情報の取扱い

提出された個人情報は、本制度実施のために利用します。また、行政機関及び公益

法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供します。その他、この利用目的の適正な範囲において、高等学校等・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用しません。

出身の高等学校等名の情報については、個人が特定できない形で、機構のホームページ等で公表することがあります。

### 3. 応募書類等提出先及び本件照会先

「海外留学支援制度(学位取得型)受付センター」  
(受託者)レジェンダ・コーポレーション株式会社  
〒169-0074 東京都新宿区北新宿 2-21-1 新宿フロントタワー30 階  
E-mail: [jasso-ryugaku@s-hr.jp](mailto:jasso-ryugaku@s-hr.jp)  
電話:03-6625-4272 (平日 10 時 30 分～18 時 30 分)

### 4. 留学先地域による奨学金月額(別紙1)

### 5. 新型コロナウイルス感染症にかかる募集上の配慮(別紙2)

### 6. 日本において、高等学校相当として文部科学省が指定した外国人学校一覧(別紙3)

### 7. 国・地域コード(別紙4)



## 留学先地域による奨学金月額

| 地 区                        | 地域名・都市名  | 地 区                      | 地域名・都市名  |
|----------------------------|--|--------------------------|--|
| 指定都市<br>奨学金額:<br>118,000 円 | アビジャン<br>アブダビ<br>クウェート<br>サンフランシスコ<br>シンガポール<br>ジッダ<br>ジュネーブ<br>ニューヨーク<br>パリ<br>モスクワ<br>リヤド<br>ロサンゼルス<br>ロンドン<br>ワシントン   | 乙地方<br>奨学金額:<br>74,000 円 | 指定都市、甲地方、丙地方以外の<br>地域<br><br><b>【主な都市】</b><br>ウェリントン<br>クアラルンプール<br>サンクトペテルブルク<br>シドニー<br>ジャカルタ<br>ソウル<br>ソフィア<br>タシケント<br>バンコク<br>プラハ<br>ブダペスト<br>マニラ<br>メルボルン<br>ヤンゴン  |
| 甲地方<br>奨学金額:<br>88,000 円   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北米</li> <li>・欧州</li> <li>・中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア(旧マケドニア)、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く)</li> </ul> <b>【主な都市】</b><br>アムステルダム<br>アンカレッジ<br>ウィーン<br>バンクーバー<br>エルサレム<br>コペンハーゲン<br>シアトル<br>シカゴ<br>チューリッヒ<br>トロント<br>ニューオリンズ<br>ハンブルグ<br>フランクフルト<br>ブラッセル<br>ホノルル<br>ボストン<br>マドリッド<br>モントリオール<br>ローマ | 丙地方<br>奨学金額:<br>59,000 円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く)</li> <li>・中南米</li> <li>・アフリカ</li> </ul> <b>【主な都市】</b><br>カイロ<br>ケープタウン<br>サンパウロ<br>上海<br>台北<br>ナイロビ<br>ブエノスアイレス<br>北京<br>メキシコシティー<br>リオデジャネイロ<br>リマ |

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。

## 新型コロナウイルス感染症にかかる募集上の配慮について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2023年度募集では、次のとおり配慮します。  
 ※ただし、下表で定める提出期限までに必要な書類が提出されない場合や要件が満たされない場合には、採用が取り消されます。

| 配慮する要件                           | 配慮の内容   |
|----------------------------------|---|
| 1<br>授業形態<br>※「Ⅲ<br>1. 対象分野及び課程」 | 新型コロナウイルス感染症の影響に拠る場合に限り、支援期間中一部または全ての授業実施がオンラインであると確定している場合も、支援中に状況が変わる可能性があるため、応募可能とします。   |
| 2<br>学歴要件<br>※「Ⅳ<br>資格要件」(6)     | 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国の高等学校卒業資格を得るための試験が実施されず、応募時に必要な書類を提出できない場合、採用後、支援開始手続きまでに、高等学校卒業資格が分かる証明書を提出してください。  |
| 3<br>語学要件<br>※「Ⅳ<br>資格要件」(8)     | 新型コロナウイルス感染症の影響により、留学先大学における主たる使用言語について、「募集要項」第5項(9)に定める語学水準(①又は②)を満たしていることを証明する語学能力試験の結果を提出することができない場合、以下の【1】及び【2】いずれも提出することを条件に、応募を認めます。<br><b>【1】</b> 「語学運用能力証明書」(様式イ)の提出、及びある場合には過去に受験した何らかの語学能力試験の結果(例:英語の場合、TOEIC等)<br>応募締切日までに、参考データとして該当するものを全て提出すること<br><b>【2】</b> 「募集要項」に定める語学水準を満たすことを証明する語学能力試験の結果2022年12月1日までに提出すること |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 4 | <p>成績要件</p> <p>※「IV 資格要件」(9)</p>                     | <p>新型コロナウイルスの影響で在籍校での授業が中断され、応募時点までの成績証明書や調査書が発行されない場合、直近に判明している成績までを提出することで応募可能とします。</p> <p>【学部学位取得型の場合】<br/>直近に判明している成績までの評定平均を算出して提出してください。</p>  |
| 5 | <p>所得要件</p> <p>※「IV 資格要件」(11)</p>                    | <p>家計支持者の2021年の所得金額が基準額を超えているものの、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変があったことによって、家計急変後の所得金額が本制度の定める所得要件の範囲内であれば、応募を認めます。該当者は以下の書類を全て提出してください。</p> <p>①令和3年(2021年)の所得証明書<br/>②「2022年所得見込金額申告書」(様式ト)<br/>③家計急変に関する各種証明書類</p> <p>(参考)<br/>・「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」<br/><a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html</a></p> |
| 6 | <p>査証要件</p> <p>※「IV 資格要件」(14)</p>                    | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、応募時に留学先国の査証発行業務が中断されていても応募可能とします。また、同影響により2023年度内に査証を取得できない場合、支援開始を次年度に延期可能とします。</p>  |
| 7 | <p>危険レベル1以下である要件について</p> <p>※「IX 5. 支給の休止」<br/>①</p> | <p>留学先国が応募時に、外務省の「海外安全ホームページ」における危険情報又は感染症危険情報が「レベル2」以上である場合も応募は可能です。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響により留学先国が支援開始時に感染症危険情報がレベル2以上であっても渡航を希望する場合、所定の書類を提出することで支援を開始することとします。</p>  |

## 日本において、高等学校相当として文部科学省が指定した外国人学校一覧

| 学校名  | 所在する都道府県 |
|--|----------|
| インスチツト・エドゥカレ(名称変更前のエスコーラ・ピンゴ・デ・ジェンテを含む。)                             | 茨城県      |
| エスコーラ・エ・クレシェ・ド・グルーポ・オピゾン   | 茨城県      |
| インスチツト・エドカシヨナル・ジェンテ・ミウダ  | 群馬県      |
| インスチツト・エドカシヨナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ                                | 群馬県      |
| エスコーラ・パラレロ各種学校(名称変更前のエスコーラ・パラレロ 太田校を含む。)                             | 群馬県      |
| 伯人学校イーエーエス太田(名称変更前のコレージョ・ピタゴラス・ブラジル 太田校を含む。)                         | 群馬県      |
| エスコーラ・インテルクートウラウ・ユニフィカーダ・アルコ・イリス                                     | 埼玉県      |
| 各種学校インスチツト エドゥカシヨナル ティー・エス レクレアソン                                    | 埼玉県      |
| コロンビア・インターナショナルスクール  | 埼玉県      |
| インディア・インターナショナル・スクール・イン・ジャパン   | 東京都      |
| インドネシア学校東京   | 東京都      |
| エベレストインターナショナルスクールジャパン(令和3年4月15日以降に当該課程を修了した者に限る。)                   | 東京都      |
| カナディアン・インターナショナルスクール   | 東京都      |
| グローバルインディアンインターナショナルスクールジャパン   | 東京都      |
| 東京韓国学校中・高等部(名称変更前の東京韓国学校を含む。)  | 東京都      |
| 東京国際フランス学園(名称変更前のリセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウ及びリセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京 柳北校を含む。)    | 東京都      |
| 東京中華学校   | 東京都      |
| 東京横浜独逸学園   | 神奈川県     |
| 横浜中華学院   | 神奈川県     |
| アルプス学園(名称変更前のコレージョ・ピタゴラス・ブラジル 山梨校を含む。)                               | 山梨県      |
| コレージョ・エ・クレシェ・サウ・エ・ルス   | 長野県      |
| 長野日伯学園(名称変更前のコレージョ・ピタゴラス・ブラジル 長野校を含む。)                               | 長野県      |
| コレージョ・イザキ・ニュートン  | 岐阜県      |
| セントロ・エドカシヨナル・ノヴァ・エターパ  | 岐阜県      |
| ソシエダーデ・エドカシヨナル・ブラジリアン・スクール   | 岐阜県      |
| HIRO 学園 エスコーラ ブラジレイラ プロフェソール カワセ(名称変更前のエスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセを含む。) | 岐阜県      |
| エスコーラ・アウカンセ  | 静岡県      |
| エスコーラ・ノヴァ・エラ   | 静岡県      |
| エスコーラ・ブラジル(名称変更前のエスコーラ・ブラジレイラ・デ・ハママツを含む。)                            | 静岡県      |

| 学校名  | 所在する都道府県 |
|--|----------|
| セントロ・エドカシヨナル・イ・プロフィシオナリザンチ-CEP ブラジル            | 静岡県      |
| 伯人学校イーエーエス浜松(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 浜松校を含む。) | 静岡県      |
| ムンド・デ・アレグリア学校(ブラジル課程に限る。)                      | 静岡県      |
| エスコーラ・サンパウロ                                    | 愛知県      |
| エスコーラ・ネクター                                     | 愛知県      |
| コレージオ・ブラジル-ジャポン・プロフェソール・シノダ                    | 愛知県      |
| 伯人学校イーエーエス豊田(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 豊田校を含む。) | 愛知県      |
| 伯人学校イーエーエス豊橋(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 豊橋校を含む。) | 愛知県      |
| 伯人学校イーエーエス碧南(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 碧南校を含む。) | 愛知県      |
| ニッケン学園   | 三重県      |
| 伯人学校イーエーエス鈴鹿(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 鈴鹿校を含む。) | 三重県      |
| 日本ラチーノ学院(名称変更前のコレージオ・ラティーノ・デ・シガを含む。)           | 滋賀県      |
| 伯人学校イーエーエス碧南(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 碧南校を含む。) | 愛知県      |
| ニッケン学園   | 三重県      |
| 伯人学校イーエーエス鈴鹿(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 鈴鹿校を含む。) | 三重県      |
| 日本ラチーノ学院(名称変更前のコレージオ・ラティーノ・デ・シガを含む。)           | 滋賀県      |
| ムンド・デ・アレグリア学校(ペルー課程に限る。)                       | 静岡県      |

(令和4年2月15日現在)

出典 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm)

※最新版のリストについては各自確認すること。

## 2023年度 海外留学支援制度 国・地域コード

|     | 国・地域コード | 国・地域名      | 地域区分 | 主な都市           |
|-----|---------|------------|------|----------------|
| アジア | 100     | 台湾         | 丙    | 台北             |
|     | 101     | バングラデシュ    | 丙    |                |
|     | 102     | ブータン       | 丙    |                |
|     | 103     | ブルネイ       | 丙    |                |
|     | 104     | カンボジア      | 乙    |                |
|     | 105     | 中国         | 丙    | 北京、上海          |
|     | 106     | 香港         | 乙    |                |
|     | 107     | インド        | 丙    |                |
|     | 108     | インドネシア     | 乙    | ジャカルタ          |
|     | 109     | 大韓民国       | 乙    | ソウル            |
|     | 110     | ラオス        | 乙    |                |
|     | 111     | マカオ        | 丙    |                |
|     | 112     | マレーシア      | 乙    | クアラルンプール       |
|     | 113     | モンゴル       | 丙    |                |
|     | 114     | ミャンマー      | 乙    | ヤンゴン           |
|     | 115     | ネパール       | 丙    |                |
|     | 116     | パキスタン      | 丙    |                |
|     | 117     | フィリピン      | 乙    | マニラ            |
|     | 191     | シンガポール     | 指定   | シンガポール         |
|     | 119     | スリランカ      | 丙    |                |
|     | 120     | タイ         | 乙    | バンコク           |
|     | 121     | ベトナム       | 乙    |                |
|     | 123     | 東ティモール     | 乙    |                |
|     | 124     | モルディブ      | 丙    |                |
| 中南米 | 201     | アルゼンチン     | 丙    | ブエノスアイレス       |
|     | 202     | ボリビア       | 丙    |                |
|     | 203     | ブラジル       | 丙    | サンパウロ、リオデジャネイロ |
|     | 204     | チリ         | 丙    |                |
|     | 205     | コロンビア      | 丙    |                |
|     | 206     | コスタリカ      | 丙    |                |
|     | 207     | キューバ       | 丙    |                |
|     | 208     | ドミニカ共和国    | 丙    |                |
|     | 209     | エクアドル      | 丙    |                |
|     | 210     | エルサルバドル    | 丙    |                |
|     | 211     | グアテマラ      | 丙    |                |
|     | 212     | ホンジュラス     | 丙    |                |
|     | 213     | ジャマイカ      | 丙    |                |
|     | 214     | メキシコ       | 丙    | メキシコシティ        |
|     | 215     | ニカラグア      | 丙    |                |
|     | 216     | パナマ        | 丙    |                |
|     | 217     | パラグアイ      | 丙    |                |
|     | 218     | ペルー        | 丙    | リマ             |
|     | 219     | トリニダード・トバゴ | 丙    |                |
|     | 220     | ウルグアイ      | 丙    |                |
|     | 221     | ベネズエラ      | 丙    |                |
|     | 222     | ハイチ        | 丙    |                |
| 中近東 | 301     | バーレーン      | 甲    |                |
|     | 303     | イラン        | 甲    |                |
|     | 304     | イラク        | 甲    |                |
|     | 305     | イスラエル      | 甲    | エルサレム          |
|     | 306     | ヨルダン       | 甲    |                |
|     | 391     | クウェート      | 指定   | クウェート          |
|     | 307     | クウェート      | 甲    | 上記指定都市以外       |
|     | 308     | レバノン       | 甲    |                |
|     | 309     | オマーン       | 甲    |                |
|     | 310     | カタール       | 甲    |                |
|     | 392     | サウジアラビア    | 指定   | ジッダ、リヤド        |
|     | 311     | サウジアラビア    | 甲    | 上記指定都市以外       |
|     | 312     | シリア        | 甲    |                |
|     | 313     | トルコ        | 甲    |                |
|     | 393     | アラブ首長国連邦   | 指定   | アブダビ           |
|     | 314     | アラブ首長国連邦   | 甲    | 上記指定都市以外       |
|     | 315     | イエメン       | 甲    |                |
| 316 | パレスチナ   | 甲          |      |                |
| 317 | アフガニスタン | 甲          |      |                |

|       | 国・地域コード | 国・地域名     | 地域区分 | 主な都市  |
|-------|---------|-----------|------|---|
| アフリカ  | 401     | アルジェリア    | 丙    |   |
|       | 402     | カメルーン     | 丙    |   |
|       | 403     | コンゴ共和国    | 丙    |   |
|       | 491     | コートジボワール  | 指定   | アビジャン                                       |
|       | 404     | コートジボワール  | 丙    | 上記指定都市以外                                    |
|       | 405     | エジプト      | 丙    | カイロ   |
|       | 406     | エチオピア     | 丙    |   |
|       | 407     | ガボン       | 丙    |   |
|       | 408     | ガーナ       | 丙    |   |
|       | 409     | ギニア       | 丙    |   |
|       | 410     | ケニア       | 丙    | ナイロビ  |
|       | 411     | リベリア      | 丙    |   |
|       | 412     | リビア       | 丙    |   |
|       | 413     | マダガスカル    | 丙    |   |
|       | 414     | モーリタニア    | 丙    |   |
|       | 415     | モロッコ      | 丙    |   |
|       | 416     | ナイジェリア    | 丙    |   |
|       | 417     | セネガル      | 丙    |   |
|       | 418     | 南アフリカ     | 丙    | ケープタウン                                      |
|       | 419     | スーダン共和国   | 丙    |   |
|       | 420     | タンザニア     | 丙    |   |
|       | 421     | チュニジア     | 丙    |   |
|       | 422     | コンゴ民主共和国  | 丙    |   |
|       | 423     | ザンビア      | 丙    |   |
|       | 424     | ジンバブエ     | 丙    |   |
|       | 425     | チャド       | 丙    |   |
|       | 426     | ウガンダ      | 丙    |   |
|       | 427     | ボツワナ      | 丙    |   |
|       | 428     | 南スーダン共和国  | 丙    |   |
|       | 429     | シエラレオネ    | 丙    |   |
|       | 430     | モザンビーク    | 丙    |   |
|       | 431     | ベナン共和国    | 丙    |   |
|       | 432     | ガンビア      | 丙    |   |
|       | 433     | ナミビア      | 丙    |   |
|       | 434     | ニジェール     | 丙    |   |
|       | 435     | マラウイ      | 丙    |   |
|       | 436     | ジブチ       | 丙    |   |
|       | 437     | ルワンダ      | 丙    |   |
| 438   | ブルンジ    | 丙         |      |   |
| 北米    | 501     | カナダ       | 甲    | バンクーバー、トロント、モントリオール                         |
|       | 591     | アメリカ合衆国   | 指定   | サンフランシスコ                                    |
|       | 592     | アメリカ合衆国   | 指定   | ニューヨーク ※ニューヨーク州は非該当                         |
|       | 593     | アメリカ合衆国   | 指定   | ロサンゼルス                                      |
|       | 594     | アメリカ合衆国   | 指定   | ワシントンD.C. ※ワシントン州は非該当                       |
|       | 502     | アメリカ合衆国   | 甲    | ボストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオーリンズ等上記指定都市以外 |
| オセアニア | 601     | オーストラリア   | 乙    | シドニー、メルボルン                                  |
|       | 602     | ニュージーランド  | 乙    | ウェリントン                                      |
|       | 603     | パプアニューギニア | 乙    |   |
|       | 604     | パラオ       | 乙    |   |
|       | 605     | マーシャル諸島   | 乙    |   |
|       | 606     | ミクロネシア    | 乙    |   |
|       | 607     | フィジー諸島    | 乙    |   |
|       | 608     | キリバス      | 乙    |   |
|       | 609     | ナウル       | 乙    |   |
|       | 610     | ソロモン諸島    | 乙    |   |
|       | 611     | トンガ       | 乙    |   |
|       | 612     | ツバル       | 乙    |   |
|       | 613     | バヌアツ      | 乙    |   |
|       | 614     | サモア       | 乙    |   |
|       | 615     | クック諸島     | 乙    |   |
|       | 616     | ニウエ       | 乙    |   |
|       | 617     | トケラウ諸島    | 乙    |   |
|       | 618     | ニューカレドニア  | 乙    |   |

|       | 国・地域コード  | 国・地域名        | 地域区分 | 主な都市                |
|-------|----------|--------------|------|---------------------|
| ヨーロッパ | 701      | アルバニア        | 乙    |                     |
|       | 702      | オーストリア       | 甲    | ウィーン                |
|       | 703      | エストニア        | 乙    |                     |
|       | 704      | ラトビア         | 乙    |                     |
|       | 705      | リトアニア        | 乙    |                     |
|       | 706      | ベルギー         | 甲    | ブリュッセル              |
|       | 707      | ブルガリア        | 乙    | ソフィア                |
|       | 708      | ベラルーシ        | 乙    |                     |
|       | 709      | カザフスタン       | 乙    |                     |
|       | 710      | ウクライナ        | 乙    |                     |
|       | 711      | ウズベキスタン      | 乙    | タシケント               |
|       | 712      | クロアチア        | 乙    |                     |
|       | 713      | チェコ          | 乙    | プラハ                 |
|       | 714      | デンマーク        | 甲    | コペンハーゲン             |
|       | 715      | フィンランド       | 甲    |                     |
|       | 791      | フランス         | 指定   | パリ                  |
|       | 716      | フランス         | 甲    | 上記指定都市以外            |
|       | 717      | ドイツ          | 甲    | フランクフルト、ハンブルク       |
|       | 718      | ギリシャ         | 甲    |                     |
|       | 719      | ハンガリー        | 乙    | ブダペスト               |
|       | 720      | アイスランド       | 甲    |                     |
|       | 721      | アイルランド       | 甲    |                     |
|       | 722      | イタリア         | 甲    | ローマ                 |
|       | 723      | ルクセンブルク      | 甲    |                     |
|       | 724      | マルタ          | 甲    |                     |
|       | 725      | 北マケドニア       | 乙    |                     |
|       | 726      | オランダ         | 甲    | アムステルダム             |
|       | 727      | ノルウェー        | 甲    |                     |
|       | 728      | ポーランド        | 乙    |                     |
|       | 729      | ポルトガル        | 甲    |                     |
|       | 730      | ルーマニア        | 乙    |                     |
|       | 792      | ロシア          | 指定   | モスクワ                |
|       | 731      | ロシア          | 乙    | サンクトペテルブルグ等上記指定都市以外 |
|       | 732      | スロバキア        | 乙    |                     |
|       | 733      | スロベニア        | 乙    |                     |
|       | 734      | スペイン         | 甲    | マドリード               |
|       | 735      | スウェーデン       | 甲    |                     |
|       | 793      | スイス          | 指定   | ジュネーブ               |
|       | 736      | スイス          | 甲    | チューリッヒ等上記指定都市以外     |
|       | 794      | 英国           | 指定   | ロンドン                |
|       | 737      | 英国           | 甲    | 上記指定都市以外            |
|       | 738      | セルビア         | 乙    |                     |
|       | 739      | ボスニア・ヘルツェゴビナ | 乙    |                     |
|       | 740      | キルギス         | 乙    |                     |
|       | 741      | タジキスタン       | 乙    |                     |
|       | 742      | モンテネグロ       | 乙    |                     |
|       | 743      | アゼルバイジャン     | 乙    |                     |
|       | 744      | リヒテンシュタイン    | 甲    |                     |
|       | 745      | ジョージア        | 乙    |                     |
|       | 746      | アルメニア        | 乙    |                     |
| 747   | コソボ      | 乙            |      |                     |
| 748   | トルクメニスタン | 乙            |      |                     |
| 749   | モルドバ     | 乙            |      |                     |
| 750   | キプロス     | 甲            |      |                     |
| その他   | 000      |              |      |                     |

※本制度の指定都市について、留学先大学等の住所表記に指定都市名が含まれる都市に限ることとしますので、ご注意ください。